

令和7年度

職業訓練指導員(48時間)講習のご案内 (テクノインストラクター)

この講習は、職業訓練指導員として必要な指導・訓練方法等の能力を短期間に習得してもらうために、職業能力開発促進法に基づいて「厚生労働大臣の指定する講習実施要領」により実施するものです。

講習修了証書授与者には、本人の申請に基づいて、鹿児島県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

1 講習の日時及び場所

講習日時	講習場所
令和7年7月29日(火)～31日(木)、8月1日(金) 8月5日(火)～6日(水) 計6日間 ※ 各日とも午前9時15分から午後5時15分まで	鹿児島県青少年会館 3階 洋会議室 鹿児島市鴨池新町1番8号 ※ 駐車場に限り有。なるべく公共交通機関でお越しください。

2 講習の科目・時間数 別表1「講習の科目・時間数」のとおり。

3 受講資格 別表2「受講資格一覧」のとおり。

4 受講の手続き

- (1) 受講料 15,600円(テキスト代込み)
テキスト「職業訓練における指導の理論と実際」
- (2) 定員 30名(定員になり次第締切ります。)
- (3) 受付期間 令和7年5月12日(月)から5月23日(金)まで(土・日曜日を除く。)必着
※ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。
- (4) 提出書類 別表2「受講資格一覧」及び別表3「提出書類一覧」のとおり。
- (5) 申込方法 職業訓練指導員(48時間)講習受講申込書に受講資格を証明する書類を添えて、次へ持参又は郵送してください。(当日消印有効)

鹿児島県職業能力開発協会

〒892-0836 鹿児島市錦江町9-14

TEL (099) 226-3240

URL <http://www.syokunou.or.jp/>



5 「職業訓練指導員（48時間）講習受講申込書」記入の際の注意事項

- (1) 記入は、ボールペンを使用し、かい書で正確に書いてください。
- (2) 「受講資格」欄は、該当する箇所のみを記入してください。
- (3) 当協会のホームページ（<http://www.syokunou.or.jp/>）から様式をダウンロードできます。

6 受講決定及び受講料の納入方法等

受講資格の審査結果及び受講料の納入方法については、後日、受講通知書により通知します。

（注）納入した受講料は原則返還できませんので、予めご了承ください。

7 修了証書

講習の全科目を履修し、確認テストを良好な成績で修了した者には、「職業訓練指導員の講習修了証書」を交付します。

8 その他

- (1) 「職業訓練指導員（48時間）講習受講申込書」、「受講資格を証明する書類」及び「受講結果」は、鹿児島県に開示します。
- (2) 「職業訓練指導員免許」を取得すると、当該職種の1級、2級、3級、単一等級の技能検定試験を受検する際に、学科試験免除の特典があります。

〔別表1〕

講習の科目・時間数

講 習 科 目	講習時間	内 容 の 説 明
職 業 訓 練 原 理	4	職業訓練の沿革、職業能力開発を巡る現状、職業訓練の目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質
教 科 指 導 方 法	16	訓練計画、訓練実施計画、指導環境の準備、指導の進め方、教材の活用、指導方法の工夫、訓練評価、入校選考
安 全 衛 生	3	安全衛生の意義、統計からみる安全衛生の実態、労働災害発生状況を示す指標、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその業務、安全衛生教育の必要性、労働安全衛生マネジメントシステム及びリスクアセスメント、職業訓練における安全衛生指導、労働と健康、労働衛生管理
訓 練 生 の 心 理	7	訓練生の理解と支援の必要性、生涯発達の心理、訓練生の理解、障害のある訓練生の理解、技能習得の心理
生 活 指 導	6	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法
職 業 能 力 開 発 関 係 法 規	4	職業能力開発促進法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、労働基準関係法
事 例 研 究	6	作業分解、実技指導案の事例等
確 認 テ ス ト	2	
計	48	1日8時間の6日間

〔別表2〕

受講資格一覧

次のいずれかに該当する者

番号	受 講 資 格	その後の 実務経験 年 数	提出 書類
1	免許職種に関し、1級又は単一等級の技能検定に合格した者（1級・単一等級合格者（免許に対応していない職種を除く））	0	①
2	免許職種に関する学科を修めた者で、大学を卒業した者	2	②
3	免許職種に関する学科を修めた者で、短期大学又は高等専門学校を卒業した者	4	②
4	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	1	③
5	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	3	③
6	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6に定めるものを修了した者	4	④
7	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	6	③
8	免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2に定めるものを修了した者	7	④
9	免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練のうち規則別表4に定めるものを修了した者（700時間以上）	10	④
10	免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者（昭和53年改正規則附則第2条）	10	④
11	外国の大学卒業者（短大は除く）で、免許職種に関する学科を修めた者	2	②
12	旧法の認定職業訓練又は改正前の労働基準法の認可を受けた技能者養成を修了した者	7	④
13	高等学校卒業者で、免許職種に関する学科を修めた者	7	②
14	免許職種に関し、旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は旧法の認定職業訓練（2年）を修了した者	8	④
15	免許職種に関し、旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は旧法の公共職業補導所（1年及び1824時間）を修了した者	10	④
16	旧法施行前の失業保険法の職業訓練（1年及び1824時間）を修了した者	10	④
17	改正省令前の都道府県が設置する家事サービス職業訓練施設で、免許職種に関する訓練を担当する者	0	④
18	免許職種に相当する特別高等訓練課程の養成訓練で、技能照査に合格した者（旧訓練法規則第1条）	3	③
19	免許職種に関し、特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者（旧訓練法規則第1条）	4	④
20	免許職種に相当する高等訓練課程の養成訓練で、技能照査に合格した者（旧訓練法規則第1条）	6	③
21	免許職種に関し、高等訓練課程の養成訓練を修了した者（旧訓練法規則第1条）	7	④
22	免許職種に関し、専修訓練課程の養成訓練を修了した者（旧訓練法規則第1条）	10	④
23	厚生労働省人材開発統括官が前6～22に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において、指導員の確保が困難な場合）	15	⑤

（注1）「旧法」……………廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）

（注2）「旧訓練法規則」……昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則
（昭和44年労働省令24号）

（注3） 次の者は「職業訓練指導員免許」の申請ができません。

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられた者
- ③ 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

（注4） 提出書類の内容は、別表3「提出書類一覧」をご覧ください。

〔別表3〕

提出書類一覧

区分	受 講 資 格
共通	職業訓練指導員（48時間）講習受講申込書（写真も含む。）
受講資格別	① 1級・単一等級の技能検定合格証書（写）
	② 大学・短期大学・高等学校・高等専門学校のいずれかの卒業を証明するもの【「卒業証書（写）」又は「卒業証明書」】及び履修した教科内容を示すもの【「成績証明書」、「修得科目状況調書※1」及び「シラバス※2」】
	③ 職業能力開発校又は職業訓練校の技能照査合格証書（写）
	④ 職業能力開発校又は職業訓練校の修了を証明するもの【「修了証明書」又は「修了証書（写）」】
	⑤ 職業能力開発施設長が受講理由について証明するもの

※1 所定の様式が必要になりますので、5月2日（金）までに鹿児島県職業能力開発協会にご請求下さい。なお、この書類は、申請される本人が作成し、卒業した学校等に証明を受けた後、未開封のまま提出してください。

※2 卒業校が発行する講義名、講義の目的、講義内容、取得単位数等の情報が記載された学習計画等です。

※ 受講申込書及び受講資格を証明する書類に不正があった場合は、受講の停止、修了証書の返還、または免許証交付後であれば免許の取消しとなります。

職業訓練指導員免許証について【鹿児島県】

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設においては職業訓練を担当する際は、原則として職業訓練指導員免許を有するものでなければなりません。（法第28条第1項）

「職業訓練指導員」は同法に基づく国家資格であり下記の要件を満たせば申請により県知事から免許証が交付されます。

免許の取得は、こうした職業訓練を実施する場合に限らず、各事業所において従業員の職業能力を向上させ、また、後継者を育成するなど、管理・監督者としての能力を身につけさせることが期待されます。

現在、免許職種数は123種類あり本県では昭和44年から令和7年2月末までに、延べ8,540名に免許を交付しています。

記

- 1 指導員訓練のうち長期課程又は専門課程を修了した者
- 2 職業訓練指導員試験に合格した者
- 3 1及び2の者と同等以上の能力を有すると認められる者（例を挙げると次のとおり）
 - (1) 免許職種に関し、1級又は単一等級（バルコニー施工及び電子回路接続職種を除く。）の技能検定合格者で、職業訓練指導員講習（以下「48時間講習」という。）を修了した者
 - (2) 免許職種に関する学科を修めた者で、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉及び各実習の教科について高等学校教員の普通免許状を有する者
 - (3) 学校教育法による各学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者又は免許職種に関する訓練を修了した者のうち、いずれも一定の実務経験があり、48時間講習を修了した者

※ 免許交付申請時には、鹿児島県収入証紙による手数料（1訓練科につき2,300円）が必要です。申請手続きの詳細は、HPをご参照下さい。

（URL <http://www.pref.kagoshima.jp> ホーム > 産業・労働 > 雇用・労働 > 職業訓練指導員 > 職業訓練指導員（48時間）講習）

（問い合わせ先） 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課 民間訓練係 TEL 099-286-3019